令和７年度
広島県交通安全実施計画

（第 73 回交通安全ポスター広島県知事賞）
福山市立松永小学校１年　佐藤　実侑さんの作品

令和７年６月

広島県交通安全対策会議

は　じ　め　に

この計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 25 条第 3 項に基づき、広島県及び国の地方行政機関等が広島県域における陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱を定めた「第 11 次広島県交通安全計画」（令和３～７年度）について、令和７年度に講じる具体的施策を「令和７年度交通安全実施計画」として取りまとめたものです。

「第 11 次広島県交通安全計画」では、計画の最終年である令和７年までに、交通事故死者数を年間 60 人以下（うち高齢者を 33 人以下）、交通事故重傷者数を年間 700 人以下とする目標を掲げています。

さて、計画の４年目となる令和６年の状況をみますと、交通事故死者数は 68 人、うち高齢者は 40 人、交通事故重傷者数 819 人となり、いずれも目標を達成することはできませんでした。

これらの課題解決に向け、今後とも、県民の理解と協力のもと、市町をはじめ、各関係機関・団体が相互の連携を緊密にし、この計画に定める諸施策を総合的かつ効果的に実施することによって、「交通事故のない、日本一安全で安心な広島県」の実現を目指して参ります。

【目次】

第１部　施策別実施機関一覧

施策別実施機関一覧 ･･････ 1

第２部　道路交通の安全

第１節　道路交通環境の整備 ･･････ 5
１　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ･･････ 5
２　高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 ･･････ 6
３　幹線道路における交通安全対策の推進 ･･････ 6
４　交通安全施設等の整備事業の推進 ･･････ 8
５　高齢者等の移動手段の確保・充実 ･･････ 10
６　歩行者空間のユニバーサルデザイン化 ･･････ 11
７　無電柱化の推進 ･･････ 11
８　効果的な交通規制の推進 ･･････ 11
９　自転車利用環境の総合的整備 ･･････ 11
１０　ＩＴＳシステムの活用 ･･････ 12
１１　交通需要マネジメントの推進 ･･････ 13
１２　災害に備えた道路交通環境の整備 ･･････ 13
１３　総合的な駐車対策の推進 ･･････ 14
１４　道路交通情報の充実 ･･････ 15
１５　交通安全に寄与する道路交通環境の整備 ･･････ 16
１６　交通事故統計・分析の充実等 ･･････ 17
第２節　交通安全思想の普及徹底 ･･････ 18
１　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ･･････ 18
２　効果的な交通安全教育の推進 ･･････ 20
３　交通安全に関する普及啓発活動の推進 ･･････ 21
４　交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 ･･････ 23
５　地域における交通安全活動への参加・協働の推進 ･･････ 24
第３節　安全運転の確保 ･･････ 24
１　運転者教育等の充実 ･･････ 24
２　運転免許制度の改善 ･･････ 27
３　安全運転管理の推進 ･･････ 27
４　事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進 ･･････ 28
５　交通労働災害の防止等 ･･････ 30
６　道路交通に関する情報の充実 ･･････ 31
第４節　車両の安全性の確保 ･･････ 31
１　車両の安全性に関する基準等の改善の推進 ･･････ 31
２　自動運転車の安全対策・活用の推進 ･･････ 31
３　自動車アセスメント情報の提供等 ･･････ 32
４　自動車の検査及び点検整備の充実 ･･････ 32
５　リコール制度の充実・強化 ･･････ 33
６　自転車の安全性の確保 ･･････ 33
第５節　道路交通秩序の維持 ･･････ 34
１　交通指導取締りの強化等 ･･････ 34
２　交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 ･･････ 34
３　暴走族等対策の推進 ･･････ 35

第６節　救助・救急活動の充実 37
1　救助・救急体制の整備 37
2　救急医療体制の整備 38
3　救急関係機関の協力関係の確保等 38
第７節　被害者支援の充実と推進 39
1　自動車損害賠償保障制度の充実等 39
2　損害賠償の請求についての援助等 39
3　交通事故被害者支援の充実強化 40
第８節　研究開発及び調査研究の充実 41
1　道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進 41
2　道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化 41

第３部　鉄道交通の安全

第１節　鉄道交通環境の整備 42
1　鉄道施設等の安全性の向上 42
2　運転保安設備等の整備 43
第２節　鉄道交通の安全に関する知識の普及 43
第３節　鉄道の安全な運行の確保 44
1　保安監査の実施 44
2　運転士の資質の保持 44
3　安全上のトラブル情報の共有・活用 44
4　気象情報等の充実 44
5　大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 45
6　運輸安全マネジメント評価の実施 45
7　計画運休への取組 45
第４節　鉄道車両の安全性の確保 45
第５節　救助・救急活動の充実 46
第６節　被害者支援の推進 46
第７節　鉄道事故等の原因究明と事故等防止 46

第４部　踏切道における交通の安全

第１節　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 47
第２節　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 47
第３節　踏切道の統廃合の促進 47
第４節　その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置 48

第５部　附属資料

１　実施計画関係機関一覧表 49
２　広島県交通安全対策会議委員・幹事名簿 50

第１部　施策別実施機関一覧

【道路交通の安全】

施策区分	国					県								
	中国総合通信局	広島労働局	中国地方整備局	中国運輸局	広島地方気象台	危機管理課	消防保安課	公共交通政策課	消費生活課	県民活動課	健康危機管理課	地域共生社会推進課	道路企画課	道路整備課
第２部　道路交通の安全														
第１節　道路交通環境の整備														
1　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備			○							○				○
2　高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化			○											○
3　幹線道路における交通安全対策の推進			○							○			○	○
4　交通安全施設等の整備事業の推進			○											○
5　高齢者等の移動手段の確保・充実								○						
6　歩行者空間のユニバーサルデザイン化			○											○
7　無電柱化の推進			○											○
8　効果的な交通規制の推進														
9　自転車利用環境の総合的整備			○										○	○
10　ＩＴＳシステムの活用	○			○										
11　交通需要マネジメントの推進				○										
12　災害に備えた道路交通環境の整備						○								○
13　総合的な駐車対策の推進														
14　道路交通情報の充実	○		○											
15　交通安全に寄与する道路交通環境の整備			○										○	○
16　交通事故統計・分析の充実等														
第２節　交通安全思想の普及徹底														
1　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進										○				
2　効果的な交通安全教育の推進										○				
3　交通安全に関する普及啓発活動の推進				○						○				
4　交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進										○				
5　地域における交通安全活動への参加・協働の推進										○				
第３節　安全運転の確保														
1　運転者教育等の充実										○				
2　運転免許制度の改善														
3　安全運転管理の推進														
4　事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進				○										
5　交通労働災害の防止等		○												
6　道路交通に関する情報の充実			○		○									
第４節　車両の安全性の確保														
1　車両の安全性に関する基準等の改善の推進				○										
2　自動運転車の安全対策・活用の推進				○										
3　自動車アセスメント情報の提供等				○										
4　自動車の検査及び点検整備の充実				○										
5　リコール制度の充実・強化				○										
6　自転車の安全性の確保										○			○	

施策区分	県		教委	県警						民間等			
	都市計画課	都市環境整備課	豊かな心と身体育成課	少年対策課	交通企画課	交通規制課	交通指導課	運転免許課	高速道路交通警察隊	西日本高速道路㈱中国支社	本州四国連絡高速道路㈱	広島高速道路公社	(独法)自動車事故対策機構
第２部　道路交通の安全													
第１節　道路交通環境の整備													
1　生活道路等における人優先の安全･安心な歩行空間の整備			○		○	○							
2　高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化						○							
3　幹線道路における交通安全対策の推進					○	○			○	○	○	○	
4　交通安全施設等の整備事業の推進						○							
5　高齢者等の移動手段の確保・充実													
6　歩行者空間のユニバーサルデザイン化						○							
7　無電柱化の推進													
8　効果的な交通規制の推進						○							
9　自転車利用環境の総合的整備					○	○							
10　ＩＴＳシステムの活用						○							
11　交通需要マネジメントの推進	○					○							
12　災害に備えた道路交通環境の整備						○							
13　総合的な駐車対策の推進	○				○	○	○			○			
14　道路交通情報の充実						○							
15　交通安全に寄与する道路交通環境の整備						○				○			
16　交通事故統計・分析の充実等					○								
第２節　交通安全思想の普及徹底													
1　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進			○		○								
2　効果的な交通安全教育の推進					○								
3　交通安全に関する普及啓発活動の推進					○		○			○	○		
4　交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進					○								
5　地域における交通安全活動への参加・協働の推進					○								
第３節　安全運転の確保													
1　運転者教育等の充実					○		○	○					○
2　運転免許制度の改善								○					
3　安全運転管理の推進					○								
4　事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進													○
5　交通労働災害の防止等													
6　道路交通に関する情報の充実													
第４節　車両の安全性の確保													
1　車両の安全性に関する基準等の改善の推進													
2　自動運転車の安全対策・活用の推進													
3　自動車アセスメント情報の提供等													○
4　自動車の検査及び点検整備の充実													
5　リコール制度の充実・強化													
6　自転車の安全性の確保					○								

【道路交通の安全】

施策区分	国					県								
	中国総合通信局	広島労働局	中国地方整備局	中国運輸局	広島地方気象台	危機管理課	消防保安課	公共交通政策課	消費生活課	県民活動課	健康危機管理課	地域共生社会推進課	道路企画課	道路整備課
第２部　道路交通の安全														
第５節　道路交通秩序の維持														
１　交通の指導取締りの強化等														
２　交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進														
３　暴走族等対策の推進				○										
第６節　救助・救急活動の充実														
１　救助・救急体制の整備							○							
２　救急医療体制の整備											○			
３　救急関係機関の協力関係の確保等											○			
第７節　被害者支援の充実と推進														
１　自動車損害賠償保障制度の充実等				○										
２　損害賠償の請求についての援助等									○					
３　交通事故被害者支援の充実強化				○								○		
第８節　研究開発及び調査研究の充実														
１　道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進														
２　道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化														

【鉄道交通の安全・踏切道における交通の安全】

施策区分	国		県	県警		民間				
	中国運輸局	広島地方気象台	都市環境整備課	交通企画課	交通規制課	西日本旅客鉄道㈱	日本貨物鉄道㈱関西支社	広島電鉄㈱	井原鉄道㈱	広島高速交通㈱
第３部 鉄道交通の安全										
第１節　鉄道交通環境の整備	○					○	○	○	○	○
第２節　鉄道交通の安全に関する知識の普及	○					○	○	○	○	○
第３節　鉄道の安全な運行の確保	○	○				○	○	○	○	○
第４節　鉄道車両の安全性の確保	○					○	○	○	○	○
第５節　救助・救急活動の充実	○					○	○	○	○	○
第６節　被害者支援の推進	○									
第７節　鉄道事故等の原因究明と事故等防止	○					○	○	○	○	○
第４部　踏切道における交通の安全										
第１節　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	○		○			○	○	○	○	
第２節　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	○				○	○	○	○	○	
第３節　踏切道の統廃合の促進	○					○	○	○	○	
第４節　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	○			○		○	○	○	○	

施策区分	県		教委	県警						民間等			
	都市計画課	都市環境整備課	豊かな心と身体育成課	少年対策課	交通企画課	交通規制課	交通指導課	運転免許課	高速道路交通警察隊	西日本高速道路㈱中国支社	本州四国連絡高速道路㈱	広島高速道路公社	(独法)自動車事故対策機構
第２部　道路交通の安全													
第５節　道路交通秩序の維持													
１　交通の指導取締りの強化等							○		○				
２　交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進							○						
３　暴走族等対策の推進				○			○						
第６節　救助・救急活動の充実													
１　救助・救急体制の整備										○	○		
２　救急医療体制の整備													
３　救急関係機関の協力関係の確保等													
第７節　被害者支援の充実と推進													
１　自動車損害賠償保障制度の充実等													
２　損害賠償の請求についての援助等													
３　交通事故被害者支援の充実強化							○						○
第８節　研究開発及び調査研究の充実													
１　道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進					○	○							
２　道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化					○								

第２部　道路交通の安全

第１節　道路交通環境の整備

１　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(1)生活道路における交通安全対策の推進

実施機関	中国地方整備局、県道路整備課、県警交通規制課

【計画の概要】

生活道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、路側帯の設置・拡幅等を実施するとともに、速度抑制が必要な道路の抑制対策を行うほか、道路標識・標示の高輝度化や信号灯器のＬＥＤ化を図る。

【主な内容】

○道路標識等の安全施設の整備及び歩道整備（中国地方整備局、県道路整備課）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
信号灯器ＬＥＤ化	480 式	480 式	597,600	690,600	県警交通規制課
歩車分離化改良	0 基	0 基	—	—	
計			597,600	690,600	

(2)通学路等における交通安全の確保

実施機関	中国地方整備局、県（県民活動課、道路整備課）、県教委豊かな心と身体育成課、 県警（交通企画課、交通規制課）

【計画の概要】

学校等に通う幼児、児童及び生徒の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、自転車道・自転車の通行位置を示した道路の整備や必要な交通規制を行う。

また、学校等の所在する地域の実情を十分考慮して幼児、児童、生徒の通学・通園路及び日常的に集団で移動する経路並びに登下校及び園外活動の時間帯を把握し、必要に応じて道路管理者、警察等と共同して、定期的な安全点検を支援する。

【主な内容】

○通学・通園路及び園外活動中の見守り活動の充実（県民活動課）

○集団登下校の交通安全指導（県教委豊かな心と身体育成課、県警交通企画課）

○通学路等の歩道整備（中国地方整備局、県道路整備課）

○交通規制の見直し（県警交通規制課）

(3)高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

実施機関	中国地方整備局、県道路整備課、県警交通規制課

【計画の概要】

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく重点整備地区に定められた駅の周辺地区等において、誰もが歩きやすい幅の広い歩道整備を行うとともに、道路横断時の安全を確保する機能を付加した音響信号機等バリアフリー対応型信号機や道路標識・標示の高輝度化を図るほか、設備の更新を行う。

【主な内容】

○バリアフリーに配慮した歩道の整備（中国地方整備局、県道路整備課）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
信号機の高度化	27 基	24 基	31,272	30,670	県警交通規制課

※信号機の高度化：視覚障害者用付加装置、高齢者等感応化改良等

２　高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

実施機関	中国地方整備局、県道路整備課、県警交通規制課

【計画の概要】

高速道路 IC へのアクセス道路等、高規格幹線道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通を形成する。

※高規格幹線道路：全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成される。

【主な内容】

○生活道路対策エリアの計画策定、各道路管理者へのデータ提供等の技術的支援（中国地方整備局）

○交通規制の見直し（県警交通規制課）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
高規格道路等の整備	２箇所	２箇所	1,548,000	582,000	県道路整備課
高速道路 IC 等へのアクセス道路整備	４箇所	４箇所	4,305,000	4,043,000	
計	６箇所	６箇所	5,853,000	4,625,000	

３　幹線道路における交通安全対策の推進

(1)事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

実施機関	中国地方整備局

【計画の概要】

事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）における県内 319 区間の選定箇所において、事故データの分析等により、事故要因に即した対策として、交差点改良、視距改良、付加車線等の対策を行い、道路の構造に応じて区画線、道路標識、防護柵等の整備を図ることで安全かつ快適な交通環境の確立を図る。

【主な内容】

○交差点改良、視距改良、付加車線等の整備

○区画線、道路標識、防護柵等の整備

(2)事故危険箇所対策の推進

実施機関	中国地方整備局、県道路整備課、県警交通規制課

【計画の概要】

事故危険箇所において現地検討を実施し、必要な道路改良や信号機の運用見直し・高度化改良、道路標識・標示の高輝度化等の交通安全施設等の整備を行う。

【主な内容】

○道路改良、道路照明等の整備（中国地方整備局、県道路整備課）

○道路標識・標示の高輝度化等による整備（中国地方整備局、県道路整備課、県警交通規制課）

○信号機の運用見直しや高度化改良、交通規制の見直し（県警交通規制課）

(3)幹線道路における交通規制

実施機関	県警（交通規制課、高速道路交通警察隊）

【計画の概要】

交通の安全と円滑化を図るため、交通環境に適合した交通規制となるよう見直しを進めるほか、高速自動車国道等については、交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合の臨時交通規制を迅速かつ的確に実施する。

【主な内容】

○交通規制の見直し（県警交通規制課）

○臨時交通規制の実施（県警高速道路交通警察隊）

(4)重大事故の再発防止	
実施機関	中国地方整備局、県（県民活動課、道路整備課）、県警（交通企画課、交通規制課）

【計画の概要】

県内における特異・重大事故について、関係機関が共同して事故の総合的な調査・分析を実施し、再発防止に向けた交通事故防止対策を推進する。

【主な内容】

○交通事故の現地調査・分析（中国地方整備局、県（県民活動課、道路整備課）、県警交通企画課）

○交通規制の見直し（県警交通規制課）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
重大交通事故対策会議の開催	随時	随時	13	0	県県民活動課

(5)適切に機能分担された道路網の整備	
実施機関	中国地方整備局、県（道路企画課、道路整備課）

【計画の概要】

適切に機能分担された道路網とするため、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離や、高規格幹線道路等の整備による交通量の分担、バイパス及び環状道路等の整備による交通の効果的分散、通過交通を幹線道路に転換させる道路機能の分化、交通拠点へのアクセス道路の整備を推進する。

【主な内容】

○歩道や自転車道等の整備による歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離

○高規格道路等の整備やインターチェンジ増設等による交通量の分担

○バイパスや環状道路等の整備による通過交通の排除及び交通の効果的な分散

（以上、中国地方整備局、県（道路企画課、道路整備課））

○補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備や、ハンプ・狭さく等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に推進する道路機能の分化

○鉄道駅等の交通結節点、空港、港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備

（以上、中国地方整備局、県道路整備課）

(6)高速自動車国道等における事故防止対策の推進	
実施機関	中国地方整備局、県警高速道路交通警察隊、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱、広島高速道路公社

【計画の概要】

重大事故発生場所や事故多発地点における交通実態を分析して、計画的な交通安全施設の整備を進めるとともに、渋滞区間における道路の拡幅等の改築、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進する。

【主な内容】

○重大事故発生場所や事故多発地点における事故要因の分析、関係機関合同による現場検討会の実施（中国地方整備局、県警高速道路交通警察隊、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱、広島高速道路公社）

○事故抑止効果の高い自発光式視線誘導標、高機能（排水性）舗装、高視認性区画線、導流レーンマーク、凹凸型路面標示、注意喚起標識、薄層舗装の整備（中国地方整備局、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱、広島高速道路公社）

○対向車線へのはみ出し防止用のワイヤロープ設置（本州四国連絡高速道路㈱）

(7)道路の改築等による交通事故対策の推進	
実施機関	中国地方整備局、県道路整備課

【計画の概要】

歩道等を設置するための既存道路の拡幅、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道の整備等による歩行者と自転車利用者の安全と生活環境の改善、交差点改良、沿道からのアクセスを考慮した副道の整備等による道路の機能と利用実態との調和、商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の通行空間の確保、鉄道駅周辺等における歩行者空間の確保、歴史的みちすじ等の整備を推進する。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
交通安全一種事業	74 箇所	68 箇所	1,753,000	2,174,000	県道路整備課
	22 箇所	19 箇所	2,189,000	2,729,000	中国地方整備局
計	96 箇所	87 箇所	3,942,000	4,903,000	

※交通安全一種事業：道路本体を改良して交通安全を図る事業（歩道設置、交差点改良、視距改良、路肩改良、段差解消等）

(8)交通安全施設等の高度化	
実施機関	中国地方整備局、県道路整備課、県警交通規制課

【計画の概要】

道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備を進めるとともに、道路構造、交通量等の交通実態や信号機の設置効果等を踏まえ、信号機の設置や交通状況の変化に対応した信号機の改良等を推進する。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
交通安全二種事業	一式	一式	843,000	789,000	中国地方整備局
	一式	一式	372,550	395,550	県道路整備課
信号機の新設	7 基	7 基	42,246	49,474	県警交通規制課
信号機の改良等	101 基	164 基	144,706	262,798	
計			1,402,502	1,496,822	

※交通安全二種事業：道路付属物等を設置し交通安全を図る事業（道路照明灯、防護柵、道路反射鏡、区画線、道路標識等）

※信号機の改良等：半感応化、プログラム多段系統化・多段化、押しボタン化、多現示化等

４　交通安全施設等の整備事業の推進

(1)交通安全施設等の戦略的維持管理	
実施機関	県警交通規制課

【計画の概要】

交通安全施設等の老朽化に対応するため、「持続可能な交通安全施設等の整備の在り方に関する検討会」の提言（令和２年７月）等に即して、中長期的な視点に立った更新やストック数の削減等を推進し、より一層、適切な維持管理を図る。

【主な内容】

○老朽化した交通安全施設等の更新、ストック数の削減

○必要性が低下した施設の計画的な撤去

○警察活動を通じた常時点検、保守委託による点検

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
信号柱更新	200 本	300 本	219,600	366,600	県警交通規制課
移設・撤去	一式	一式	67,181	73,656	
交通安全施設維持管理	一式	一式	687,459	633,779	
計			974,240	1,074,035	

※交通安全施設維持管理の事業費：回線専用料等、保守委託、修繕料、電気料、保険料等

(2)歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	
実施機関	中国地方整備局、県道路整備課、県警交通規制課

【計画の概要】

生活道路において、車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的な交通事故対策を推進するとともに、歩行空間のバリアフリー化、自転車走行空間の整備を図るなど、道路管理者と警察が連携し、歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

【主な内容】

○自転車道の整備、無電柱化の推進等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保（中国地方整備局、県道路整備課）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
道路標識の整備	一式	一式	182,094	183,760	県警交通規制課
道路標示の整備	一式	一式	363,938	389,820	
計			546,032	573,580	

※道路標識の整備：固定式（路上、路側）、可変式（路上、路側）、その他改修移設

※道路標示の整備：自転車マーク、溶着、ペイント、削除

(3)幹線道路対策の推進	
実施機関	中国地方整備局、県道路整備課、県警交通規制課

【計画の概要】

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故発生割合の大きい区間において、事故データの分析等に基づき、信号機の改良等、重点的な交通事故対策を実施する。

【主な内容】

○事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づく交差点の改良等（中国地方整備局、県道路整備課）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
信号機の改良等	101 基	164 基	144,706	262,798	県警交通規制課

(4)交通円滑化対策の推進	
実施機関	中国地方整備局、県道路整備課、県警交通規制課

【計画の概要】

信号機の改良、環状交差点の導入、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進する。

【主な内容】

○一般国道２号、東広島市西条町地内において交差点の立体化（中国地方整備局）

○交差点の立体化等（県道路整備課）

○信号機の改良等（県警交通規制課）

(5)ＩＴＳの推進による安全で快適な道路交通環境の実現	
実施機関	県警交通規制課

【計画の概要】

交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御を行うため、交通管制システムの充実・改良を図る。

具体的には、光ビーコンの整備等により、新交通管理システム（UTMS）を推進し、安全で快適な道路交通環境の実現を図る。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
交通管制センター中央装置改修	一式	一式	136,471	126,552	県警交通規制課
集中制御機更新	91 基	49 基	192,010	107,506	
情報収集装置更新	158 基	144 基	78,052	78,912	
情報収集提供装置更新	5 基	25 基	3,860	21,700	
計			410,393	334,670	

(6)道路交通環境整備への住民参加の促進	
実施機関	中国地方整備局、県警交通規制課

【計画の概要】

道路利用者等が日常感じている素朴な疑問・意見・要望等について、道の相談室、標識ＢＯＸ、信号機ＢＯＸ等を活用して、道路利用者等の意見を道路交通環境の整備に反映する。

【主な内容】

○「道の相談室」の活用（中国地方整備局）

○「標識ＢＯＸ」、「信号機ＢＯＸ」の活用（県警交通規制課）

(7)連絡会議等の活用	
実施機関	中国地方整備局

【計画の概要】

広島県交通環境安全推進連絡会議やその下部組織である広島県交通対策アドバイザー会議等を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

【主な内容】

○広島県交通環境安全推進連絡会議、広島県交通対策アドバイザー会議の活用

５　高齢者等の移動手段の確保・充実

実施機関	県公共交通政策課

【計画の概要】

公共交通等の持続可能性や移動の利便性を向上させる新たなモビリティサービスであるMaaSについて、地域課題の解決に資するMaaSのモデル構築やMaaS の普及に必要な基盤づくりに取組み、高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保・充実を図る。

【主な内容】

○MaaS の普及に必要なモビリティデータ基盤の構築、実証実験

○市町担当者を対象とした研修会の開催

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
広島型MaaS推進事業	調査実証３件	調査実証４件	31,200	46,200	県公共交通政策課

6　歩行空間のユニバーサルデザイン化

実施機関	中国地方整備局、県道路整備課、県警交通規制課

【計画の概要】

高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化を積極的に推進する。

【主な内容】

○歩道の段差・傾斜・勾配の改善や幅広い歩道、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロック等の整備（中国地方整備局、県道路整備課）

○交通規制の見直し（県警交通規制課）

7　無電柱化の推進

実施機関	中国地方整備局、県道路整備課

【計画の概要】

安全で快適な通行空間を確保するため、「無電柱化推進計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、電線類の地中化を推進する。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
電線共同溝等の整備	２路線	３路線	890,000	821,000	中国地方整備局
	５路線	３路線	277,800	611,000	県道路整備課
計	７路線	６路線	1,167,800	1,432,000	

8　効果的な交通規制の推進

実施機関	県警交通規制課

【計画の概要】

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について適宜点検・見直しを図るとともに、交通情勢の変化を的確に把握して効果的な交通規制を実施するほか、法改正により中央線等が設置されていない一般道路の法定速度が引下げられることについて、適切に対応する。

【主な内容】

○幹線道路における最高速度規制等の見直し

○生活道路における車両速度や通過交通の抑制のための交通規制

○路線バス、路面電車等、大量公共輸送機関の安全・優先通行を確保するための交通規制

○現場の交通実態に適合していない交通規制の見直し、信号機運用の改善、道路管理者に対する道路整備又は改良の働きかけ

○中央線等が設置されていない一般道路の法定速度が引下げられることに関する広報啓発

○法定速度引下げ対象道路のうち、最高速度 30km/h とすることが適当ではない区間における最高速度規制の実施

○規制標識「一時停止」等の英字併記

9　自転車利用環境の総合的整備

(1)安全で快適な自転車利用環境の整備

実施機関	中国地方整備局、県（道路企画課、道路整備課）、県警交通規制課

【計画の概要】

安全で快適な自転車利用環境を創出するため、自転車道の整備や歩道上での歩行者と自転車の分離対策など自転車通行空間の整備を進め、自転車通行環境の充実を図る。

【主な内容】

○自転車走行空間の整備（中国地方整備局、県（道路企画課、道路整備課））

○自転車歩道通行、自転車横断帯等の交通規制の見直し（県警交通規制課）

(2)自転車等の駐車対策の推進	
実施機関	中国地方整備局、県警（交通企画課）

【計画の概要】

関係機関・団体が連携し、広報啓発活動等による違法駐車を防止する取組を推進する。

【主な内容】

○関係機関・団体が連携した広報啓発（中国地方整備局、県警交通企画課）

１０　ＩＴＳシステムの活用

(1)道路交通情報通信システムの整備	
実施機関	県警交通規制課

【計画の概要】

詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン等のインフラの整備を推進する。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
光ビーコン設置	５基	25 基	3,860	21,700	県警交通規制課

※光ビーコン（光学式車両感知器）：通過車両を感知して交通量等を測定するとともに、カーナビゲーション装置等と交通管制センターとの情報のやりとりをする路上設置型の赤外線通信装置

(2)新交通管理システムの推進	
実施機関	県警交通規制課

【計画の概要】

交通の安全と円滑、快適性を確保することを目指す新交通管理システム（UTMS）の構想に基づき、システムの充実、光ビーコンの整備等を推進する。

【主な内容】

○交通管制センターにおける交通流量の総合的管理

(3)ＥＴＣ2.0 の展開	
実施機関	中国総合通信局

【計画の概要】

新たに渋滞回避支援や安全運転支援、災害時の支援が受けられる ETC2.0 対応カーナビ及び車載器の普及・促進を展開する。

【主な内容】

○電波利用システムの無線局開設者に対する相談対応、指導等

(4)道路運送業に係る高度情報化の推進	
実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

道路運送事業の高度情報化により、サービスの高度化、安全性の向上、環境負荷の軽減等を図るため、公共交通機関の利用促進に資する ITS 技術を活用したバスロケーションシステム・配車アプリの導入等を促進する。

【主な内容】

○公共交通事業者に対する配車アプリ導入の支援等

１１　交通需要マネジメントの推進

(1)公共交通機関利用の促進	
実施機関	県都市計画課、県警交通規制課

【計画の概要】

都市部の交通混雑の緩和を促進するため、広島都市圏において、国、県及び関係市町と共同で、パーク＆ライドを推進する。

※パーク＆ライド：鉄道駅等まで自家用車を利用し、駅等の周辺に設けられた駐車場を利用し、電車等に乗り継ぐ移動形態をいう。

【主な内容】

○広報誌等によるパーク＆ライドの広報啓発（県都市計画課）

○パーク＆ライド駐車場情報提供システムによる利用可能な駐車場の情報提供（県都市計画課）

○交通規制の実施（県警交通規制課）

(2)貨物自動車利用の効率化	
実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

輸送網の集約や配送の共同化等を通じた貨物自動車の積載効率の向上、貨物自動車による陸上輸送から鉄道・海上輸送へ転換するモーダルシフト、及び宅配便の再配達削減に資する取組等により、物流効率化を推進する。

【主な内容】

○物流効率化法に基づく総合効率化計画の認定、認定事業に対する支援

○物流効率化法によりすべての荷主・貨物自動車運送事業者に課される積載効率の向上等に係る努力義務に関する周知・指導・助言

○モーダルシフトに係る計画策定・運行の支援

○流通業務総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定、認定事業に対する支援

○宅配便を１回で受け取るためのアクションをホームページ上で紹介するとともに、動画を用いて再配達削減を啓発

１２　災害に備えた道路交通環境の整備

(1)災害に備えた道路の整備

(2)災害に強い交通安全施設等の整備

実施機関	県道路整備課、県警交通規制課

【計画の概要】

地震、豪雨・豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な道路交通を確保する。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
道路災害防除事業（単独）	一式	一式	881,000	999,300	県道路整備課
道路災害防除事業（公共）	一式	一式	5,347,900	5,841,250	
計			6,228,900	6,840,550	

※道路災害防除事業（落石防止網柵等の整備、橋梁の耐震補強、補修など）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
交通管制センター整備	一式	一式	136,471	126,552	県警交通規制課
交通監視カメラ整備	０基	０基	—	—	
交通情報板整備	３基	１基	13,476	4,248	
信号機電源付加装置整備	14 基	０基	50,232	—	
計			200,179	130,800	

(3)災害発生時における交通規制	
実施機関	県警交通規制課

【計画の概要】

災害発生時は、県災害対策本部、道路管理者等と連携し、早期に被災状況、道路情報を収集して、緊急交通路等の確保及び車両の流入抑制等の交通規制を行うとともに、交通規制等に関する情報を交通情報板等によりタイムリーに提供する。

また、通行止め等により増大した交通量に対して、関係機関と連携し、公共交通機関優先対策などの渋滞対策を行う。

【主な内容】

○交通危険箇所情報の早期収集
○被災地への車両の流入抑制等の交通規制
○増加した交通に対する渋滞対策の実施

(4)災害発生時における情報提供の充実	
実施機関	県危機管理課

【計画の概要】

災害発生時において、道路の被災状況等を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
防災情報システムの管理・運営	一式	一式	23,617	25,565	県危機管理課

１３　総合的な駐車対策の推進

(1)きめ細かな駐車規制の推進	
実施機関	県警交通規制課

【計画の概要】

駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。

【主な内容】

○個々の時間・場所に応じた駐車規制
○集配中の貨物車を考慮した交通規制の見直し

(2)違法駐車対策の推進	
実施機関	県警交通指導課

【計画の概要】

放置駐車対策を推進するため、運転者に対する責任追及ができない場合は、違反車両の使用者に対する責任追及を徹底するとともに、確認事務の民間委託を含めた効率的かつ効果的な放置駐車違反取締りを推進する。

【主な内容】

○地域の実態に応じた駐車取締り
○使用者責任の追及と常習違反者（車）への処分
○駐車監視員の効果的な活動

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
放置違法駐車対策	一式	一式	194,147	178,552	県警交通指導課

(3)駐車場等の整備	
実施機関	県都市計画課、西日本高速道路㈱

【計画の概要】

安全で円滑な交通環境を確保するため、交通計画や土地利用を踏まえた、駐車場整備の誘導、配置適正化及び有効利用を推進する。

【主な内容】

○駐車場整備計画の策定、駐車場整備の推進（県都市計画課）

○駐車場案内システムの高度化、自動車の効率的利用や公共交通への利用転換の推進（県都市計画課）

○高速道路の休憩施設における駐車場の拡充（西日本高速道路㈱）

(4)違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚	
実施機関	県警（交通企画課、交通指導課）

【計画の概要】

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、県民に対し広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員等の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら、違法駐車の排除に向けた気運の醸成・高揚を図る。

【主な内容】

○違法駐車排除の広報啓発

○関係機関・団体との連携による違法駐車の排除

(5)ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	
実施機関	県警（交通企画課、交通規制課、交通指導課）

【計画の概要】

駐車規制の点検・改善、駐車許可制度の適切な運用、違法駐車防止への取組促進、駐車環境整備への働き掛け、違法駐車の取締り、良好な駐車秩序のための広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進する。

【主な内容】

○違法駐車抑止の広報啓発（県警交通企画課）

○駐車許可申請に対する適切な審査（県警交通規制課）

○個々の時間、場所に応じたきめ細かな駐車規制（県警交通規制課）

○違法駐車の取締り（県警交通指導課）

１４　道路交通情報の充実

(1)情報収集・提供体制の充実	
実施機関	県警交通規制課

【計画の概要】

運転者に対して正確できめ細かな道路交通情報を分かりやすく提供し、安全で円滑な道路交通の実現を推進する。

【主な内容】

○光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の整備等による情報収集・提供

○（公財）日本道路交通情報センター（業務委託）による道路交通情報の提供

(2)ＩＴＳを活用した道路交通情報の高度化	
実施機関	中国総合通信局

【計画の概要】

ITS の一環として運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する VICS や ETC2.0 の整備・拡充を積極的に図るとともに、渋滞回避支援や安全運転支援、災害時の支援に関する情報提供を行う ETC2.0 サービスを開始することにより、情報提供の高度化を図り、交通の分散による交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。

※ITS（高度道路交通システム）：最先端の情報通信技術を活用して人と道路と車両を情報でネットワークすることにより、交通事故、交通渋滞などの道路交通問題の解決を目的に構築する交通システム（ナビゲーションの高度化、交通管理の最適化、道路管理の効率化など）

※VICS（道路交通情報通信システム）：情報通信技術を活用して三つのメディア（光ビーコン、電波ビーコン、FM 多重放送）により、車載端末へ交通渋滞情報、規制情報等のリアルタイム情報をデジタルデータにより提供するシステム

【主な内容】

○無線局開設者に対する相談対応、指導等

○イベントに伴う臨時の放送局の開設

(3)適正な道路交通情報提供事業の促進	
実施機関	県警交通規制課

【計画の概要】

民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。

【主な内容】

○民間事業者に対する指導・監督

(4)分かりやすい道路交通環境の確保	
実施機関	中国地方整備局、県警交通規制課

【計画の概要】

時間別・車種別等の交通規制の実行を図るための視認性・耐久性に優れた道路標識及び利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。

また、英語表記改善の推進や英語併記が可能な規制標識の整備の推進等により国際化の進展への対応に努める。

【主な内容】

○ルート番号等を用いた案内標識の設置、案内標識の英語表記の改善（中国地方整備局）

○英語併記が可能な規制標識の整備（県警交通規制課）

○高輝度標識等の視認性・耐久性に優れた道路標識の設置（県警交通規制課）

１５　交通安全に寄与する道路交通環境の整備

(1)道路の使用及び占用の適正化等	
実施機関	中国地方整備局、県道路整備課、県警交通規制課

【計画の概要】

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

【主な内容】

○道路使用や占用の許可申請の審査・指導（中国地方整備局、県道路整備課）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
道路使用許可に係る現地調査	7,900 件	7,900 件	16,267	16,559	県警交通規制課

⑵休憩施設等の整備の推進	
実施機関	中国地方整備局、県道路企画課

【計画の概要】
過労運転に伴う事故防止等に対応するため、「道の駅」等の休憩施設等の整備を継続的に維持する。
【主な内容】
○「道の駅」等の整備支援

⑶道路法に基づく通行の禁止又は制限	
実施機関	中国地方整備局、県道路整備課

【計画の概要】
道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、通行の禁止又は制限を行う。
【主な内容】
○異常気象時、道路工事の場合における通行禁止又は制限

⑷地域に応じた安全の確保	
実施機関	中国地方整備局、県道路整備課、西日本高速道路㈱

【計画の概要】
積雪地域において、冬季の安全な道路交通を確保する。
【主な内容】
○気象、路面状況等の情報収集・提供
○除雪、凍結防止剤の散布

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
除雪事業	一式	一式	1,167,732	1,285,500	県道路整備課

１６　交通事故統計・分析の充実等

⑴交通事故分析の高度化
⑵効果的な交通事故発生情報の提供

実施機関	県警交通企画課

【計画の概要】
統合地理情報システム（GIS）を活用し、交通事故発生状況に加え、道路形状や交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等の実施状況、社会環境等を総合的に分析することにより、これまで明らかにならなかった交通事故発生傾向を明らかにして、各種施策の企画、立案及び効果の客観的な評価等の交通死亡事故抑止対策を推進する。
また、インターネット、スマートフォン等を介して県民と交通事故発生情報の共有化を図るとともに、県民の交通安全に対する意識高揚を図るツールとして民間サービスを利用した交通事故発生マップの運用を行う。
【主な内容】
○統合地理情報システム（GIS）を活用した交通事故分析
○交通事故発生マップの運用

第２節　交通安全思想の普及徹底

１　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(1)幼児に対する交通安全教育の推進	
実施機関	県県民活動課、県教委豊かな心と身体育成課、県警交通企画課

【計画の概要】

幼児に対して、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識等を習得させるよう交通安全教育を推進する。

【主な内容】

○交通ボランティアによる見守り活動、交通安全指導（県民活動課）

○交通安全教室の開催、資料等の提供（県教委豊かな心と身体育成課、県警交通企画課）

(2)小学生に対する交通安全教育の推進	
実施機関	県県民活動課、県教委豊かな心と身体育成課、県警交通企画課

【計画の概要】

小学生に対して、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させ、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるよう交通安全教育を推進する。

【主な内容】

○交通ボランティアによる見守り活動、交通安全指導（県民活動課）

○毎月１日「自転車安全利用の日」の取組による広報啓発（県県民活動課、県教委豊かな心と身体育成課、県警交通企画課）

○「交通安全ポスター、交通安全作文コンクール」における県知事賞、教育委員会賞、警察本部長賞の表彰（県県民活動課、県教委豊かな心と身体育成課、県警交通企画課）

○交通安全教室の開催、資料等の提供（県教委豊かな心と身体育成課、県警交通企画課）

・安全な歩行、自転車ヘルメット着用、自転車の安全な乗り方等

・交通反則通告制度導入を見据えた法令遵守意識の醸成

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
県知事賞	２点	２点	12	12	県県民活動課
県教育委員会賞	４点	４点	17	17	県教委豊かな心と身体育成課
警察本部長賞	４点	４点	0	0	県警交通企画課
計	10点	10点	29	29	

(3)中学生に対する交通安全教育の推進	
実施機関	県県民活動課、県教委豊かな心と身体育成課、県警交通企画課

【計画の概要】

中学生に対して、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させ、道路を通行する場合は、思いやりをもって、他の人々の安全にも配慮できるよう交通安全教育を推進する。

【主な内容】

○毎月１日「自転車安全利用の日」の取組による広報啓発（県県民活動課、県教委豊かな心と身体育成課、県警交通企画課）

○「交通安全ポスター、交通安全作文コンクール」における県知事賞、教育委員会賞、警察本部長賞の表彰（県県民活動課、県教委豊かな心と身体育成課、県警交通企画課）

○学校付近等における街頭指導（県警交通企画課）

○交通安全教室の開催、資料等の提供（県教委豊かな心と身体育成課、県警交通企画課）

・自転車安全利用五則、自転車ヘルメット着用の普及啓発

・交通反則通告制度導入を見据えた法令遵守意識の醸成

○スケアード・ストレイト教育技法（スタントマンによる事故再現）による自転車交通安全教室の開催（県警交通企画課）

○自転車運転者講習制度（危険行為を反復した者が対象の講習）の広報啓発（県警交通企画課）

(4)高校生に対する交通安全教育の推進	
実施機関	県県民活動課、県教委豊かな心と身体育成課、県警交通企画課

【計画の概要】

高校生に対して、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させ、交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任をもって行動することができるよう交通安全教育を推進する。

【主な内容】

○毎月 1 日「自転車安全利用の日」の取組による広報啓発（県県民活動課、県教委豊かな心と身体育成課、県警交通企画課）

○学校付近等における街頭指導（県警交通企画課）

○交通安全教室の開催、資料等の提供（県教委豊かな心と身体育成課、県警交通企画課）

・自転車安全利用五則、自転車ヘルメット着用の普及啓発

・交通反則通告制度導入を見据えた法令遵守意識の醸成

○スケアード・ストレイト教育技法（スタントマンによる事故再現）による自転車交通安全教室の開催（県警交通企画課）

○自転車運転者講習制度（危険行為を反復した者が対象の講習）の広報啓発（県警交通企画課）

(5)成人に対する交通安全教育の推進	
実施機関	県県民活動課、県警交通企画課

【計画の概要】

成人に対して、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後を中心とした交通安全教育を推進する。

【主な内容】

○毎月 1 日「自転車安全利用の日」、毎月 20 日「飲酒運転根絶の日」の取組による広報啓発（県県民活動課、県警交通企画課）

○大学生等に対する交通安全教室の開催、資料等の提供（県県民活動課、県警交通企画課）

・横断歩道での減速義務や歩行者保護、歩行者の交通行動の特性等

・交通反則通告制度導入を見据えた法令遵守意識の醸成

○交通安全視聴覚教材の貸出（県警交通企画課）

・交通事故写真パネル、DVD 等

○自転車運転者講習制度（危険行為を反復した者が対象の講習）の広報啓発（県警交通企画課）

(6)高齢者に対する交通安全教育の推進	
実施機関	県県民活動課、県警交通企画課

【計画の概要】

高齢者に対して、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響や、高齢者は道路横断中の事故が特に多いことから、運手者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解するよう交通安全教育を推進する。

【主な内容】

○毎月 10 日「高齢者の交通安全の日」の取組による広報啓発

○老人クラブ等と連携した交通安全教室等の開催、資料等の提供

・高齢者交通安全自転車大会

・参加・体験・実践型の交通安全講習会

・高齢者の交通死亡事故の多い道路横断に関する情報

○反射材用品や LED ライト活用の普及啓発

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	6 年度	7 年度	6 年度	7 年度	
反射材用品等の広報啓発	一式	一式	70	70	県県民活動課
参加・体験・実践型交通安全講習（参加者）	前年比増	前年に同じ	442	442	県警交通企画課
計			512	512	

(7)障害者に対する交通安全教育の推進	
実施機関	県県民活動課、県警交通企画課

【計画の概要】

障害者に対して、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。

【主な内容】

○交通安全教室（講話型）の開催、資料の提供等

(8)外国人に対する交通安全教育の推進	
実施機関	県県民活動課、県警交通企画課

【計画の概要】

外国人を雇用する使用者等と連携して、外国人に対して、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解するよう交通安全教育を推進する。

【主な内容】

○ウェブサイトを活用した多言語によるガイドブック等の情報提供（県県民活動課）

○外国人向け交通安全教室の開催、資料の提供等（県警交通企画課）

・外国語（英語，中国語、ポルトガル語，ベトナム語）版の広報紙の提供

2　効果的な交通安全教育の推進

(1) 参加・体験・実践型の教育手法の活用

(2) 関係機関・団体相互の連携

(3) 受講者の特性等に応じた教育の内容及び方法の選択

(4) 交通安全教育の効果測定

(5) 社会情勢等に応じた交通安全教育の内容の見直し

実施機関	県県民活動課、県警交通企画課

【計画の概要】

受講者の年齢や道路交通への参加態様に応じた教育内容や体験等、受講者が理解しやすい教育手法を取り入れ、効果的な交通安全教育を推進する。

また、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育方法、利用する教材の見直しを行う。

【主な内容】

○参加・体験・実践型の交通安全教育（県県民活動課、県警交通企画課）

○交通安全教育の効果の検証、教育内容の見直し（県警交通企画課）

○関係機関・団体との連携（情報共有、資機材提供、講師派遣等）（県警交通企画課）

３　交通安全に関する普及啓発活動の推進

⑴交通安全運動の推進

実施機関	県県民活動課、県警交通企画課

【計画の概要】

各季に交通安全運動を実施し、県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民運動として、関係団体が連携し、交通安全運動を推進する。

【主な内容】

○各季の交通安全運動（年４回）の実施（県県民活動課、県警交通企画課）

・春の全国交通安全運動
・広島県夏の交通安全運動
・秋の全国交通安全運動
・年末交通事故防止県民総ぐるみ運動

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
各季運動ポスター・チラシの作成等	４回	４回	483	483	県県民活動課

○交通事故多発警報の発令、知事談話の発表（県県民活動課）

○広島県交通安全県民大会の開催（県県民活動課）

・交通安全功労者の表彰等

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
県交通安全県民大会の開催	１回	１回	201	201	県県民活動課

⑵横断歩行者の安全確保

実施機関	県県民活動課、県警（交通企画課、交通指導課）

【計画の概要】

横断中の交通事故を抑止するため、運転者に対し、横断歩道での歩行者優先義務について効果的な広報啓発を推進するとともに、横断歩行者等妨害等違反の積極的な指導取締りを実施する。

また、歩行者に対しても自らの安全を守るための行動等について、広報啓発する。

【主な内容】

○各種広報媒体や交通安全教室等を通じた広報啓発（県県民活動課、県警交通企画課）

・運転者、歩行者に対する基本的な交通ルール、自らの安全を守るための交通行動等

○横断歩道の交通指導取締りの強化（県警交通指導課）

⑶自転車の安全利用の推進

実施機関	県県民活動課、県警交通企画課

【計画の概要】

関係機関・団体等との連携により、「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」等関係法令の周知徹底を図るとともに、自転車利用者に対する指導及び広報活動を推進する。

特に、自転車の運転中における携帯電話使用等及び自転車の酒気帯び運転等に関する罰則強化について、情報発信、広報啓発、交通安全教育等を推進する。

【主な内容】

○「自転車安全利用の日」（毎月１日）による広報啓発（県県民活動課、県警交通企画課）

○自転車交通安全のイベントや講習会等の開催（県県民活動課、県警交通企画課）

・自転車マナーアップ強化月間（５月）中の街頭キャンペーンイベント等
・高齢者交通安全自転車大会、子ども自転車大会、自転車安全教育指導員養成講習会
・交通安全教室（携帯使用及び酒気帯び運転の罰則強化、自転車ヘルメットの着用等）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
自転車安全利用キャンペーン等	２回	２回	186	183	県県民活動課

(4)後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 (5)チャイルドシートの正しい使用の徹底	
実施機関	県県民活動課、県警交通企画課

【計画の概要】

関係機関、団体等との連携により、シートベルト着用義務やチャイルドシート使用義務、その効果、正しい着用方法等について、周知徹底を図る。

【主な内容】

○各種キャンペーン等を通じた広報啓発（県県民活動課、県警交通企画課）

○衝突実験映像等を活用した交通安全教室の開催（県警交通企画課）

○関係機関（JAF）と連携した、シートベルト、チャイルドシート着用調査の実施（県警交通企画課）

(6) 反射材用品等の普及促進	
実施機関	県県民活動課、県警交通企画課

【計画の概要】

薄暮時間帯から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品・LED ライト等の普及促進を図るため、広報チラシやホームページ等の広報媒体を活用し、広報啓発活動を積極的に推進する。

【主な内容】

○反射材活用促進キャラクター「キラリ☆マン」の活用や LED ライト・反射材の配布等による広報啓発（県県民活動課、県警交通企画課）

○ライト・反射材の効果実験等を含めた参加・体験・実践型の交通安全教室の開催（県警交通企画課）

(7)飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進	
実施機関	県県民活動課、県警交通企画課

【計画の概要】

「飲酒運転を絶対にしない、させない」という規範意識の確立を図るため、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態について積極的に広報するほか、飲酒体験ゴーグル等を活用した参加・体験・実践型の交通安全講習等を実施する。

また、関連機関・団体等との密接な連携を図り、飲食店が運転者に酒類を提供しないことを宣言する「飲酒運転根絶宣言店」の登録拡大を推進する。

【主な内容】

○「飲酒運転根絶の日」（毎月 20 日）を通じた広報啓発（県県民活動課、県警交通企画課）

○「飲酒運転根絶宣言店（酒類提供飲食店を対象にドライバーへ酒類を提供しないことを宣言するお店）」の事業登録（県県民活動課、県警交通企画課）

○「飲酒運転根絶宣言店」登録事業と連動したハンドルキーパー運動の推進（県県民活動課、県警交通企画課）

※ハンドルキーパー運動：自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動

○「HIROSHIMA 飲酒運転ゼロ PROJECT」と連動した広報啓発（県警交通企画課）

○自動車運転代行の利用の普及啓発（県県民活動課、県警交通企画課）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
飲酒運転根絶宣言店登録事業	―	―	―	―	県県民活動課

(8)効果的な広報の実施	
実施機関	県県民活動課、県警交通企画課、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱

【計画の概要】

テレビ、ラジオ、新聞、街頭ビジョン等の各種広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、特定小型原動機付自転車等の新たなモビリティに係る交通ルールの遵守や改正道路交通法の広報等、具体的で訴求力の高い広報を推進する。

【主な内容】

○各種交通安全啓発用チラシ、ポスター等の作成（県県民活動課、県警交通企画課）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
交通安全啓発ポスター・チラシ等の作成	50,000 枚	50,600 枚	174	185	県警交通企画課

○交通安全の情報をタイムリーに提供するスマートフォンアプリの運用（県警交通企画課）

○交通混雑期（ゴールデンウィーク・お盆・年末年始等）に混雑が予想される箇所の事前広報（西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱）

○ハイウェイラジオ、広域情報板、ハイウェイ交通情報ウェブサイトの提供（西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱）

(9)その他の普及啓発活動の推進	
実施機関	中国運輸局、県県民活動課、県警交通企画課

【計画の概要】

薄暮時から夜間時間帯における歩行者や対向車の早期発見による交通事故防止対策として、前照灯の早めの点灯や上向き点灯等について、広報啓発活動を推進する。

【主な内容】

○「自動車安全セミナー」等の交通運輸事業者向け講習会の開催（中国運輸局）

○前照灯の早めの点灯や上向き点灯（対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用）の普及啓発（「点ける広島県」ライト点灯運動の推進）（県県民活動課、県警交通企画課）

４　交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

(1)主体的活動の促進 (2)その他の民間団体に対する働きかけの強化	
実施機関	県県民活動課、県警交通企画課

【計画の概要】

交通安全を目的とする民間団体の主体的活動の促進を図るため、交通安全指導に関する基本的知識等を学ぶ交通安全指導員研修会や地域の交通安全関係者が参加する地域セミナー等を開催する。

【主な内容】

○「交通指導員研修会」の開催（県県民活動課、県警交通企画課）

○交通安全関係者が参加する「交通安全を考える集い」の開催（県県民活動課）

○広島県減らそう犯罪・なくそう交通事故パートナーシップ制度（防犯活動や交通安全活動に取り組むボランティア団体や防犯活動と交通安全活動を積極的に行う事業者の登録制度）の普及啓発（県県民活動課）

○特定小型原動機付自転車及びペダル付き電動バイクを販売し、又は貸し渡すことを業とする者に対し、民間の自主的な組織活動として行われる特定小型原動機付自転車の適正な通行についての啓発活動等の促進を図るため、関係機関・団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導等を行う。（県警交通企画課）

○学校や企業、自転車販売事業者、シェアサイクル事業者、フードデリバリー関係事業者等と連携した取組の推進（県県民活動課、県警交通企画課）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
交通安全を考える集い	100 人	100 人	70	70	県県民活動課

(3)官民一体による活動の促進	
実施機関	県県民活動課、県警交通企画課

【計画の概要】

知事を委員長とする「トライ・ザ・セーフティｉｎひろしま実行委員会」の主催により、150 日間、無事故無違反を目指す運動を推進して交通安全意識の高揚を図る。

【主な内容】

○無事故・無違反運動「トライ・ザ・セーフティｉｎひろしま」の実施

５　地域における交通安全活動への参加・協働の推進

実施機関	県県民活動課、県警交通企画課

【計画の概要】

交通安全思想の普及徹底を図るため、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な交通安全活動を推進する。

【主な内容】

○住民や道路利用者が主体的に作成する「ヒヤリ地図」等を支援する。

第３節　安全運転の確保

１　運転者教育等の充実

(1)運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	
実施機関	県警運転免許課

【計画の概要】

指定自動車教習所の教習水準の向上と教育内容の充実及び教習指導員等に対する研修等について、指導監督を強化するとともに、法定講習の内容を充実し効果的に実施する。

特定届出（非指定）自動車教習所に対しては、講習内容の充実、自主的研修活動の推進及び施設整備等の指導を強化する。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
自動車教習所の教習の充実及び指導	836	818	5,705	5,586	県警運転免許課
運転免許取得時講習	106	111	1,045	1,110	
計	942	929	6,750	6,696	

(2)運転者に対する再教育等の充実	
実施機関	県警運転免許課

【計画の概要】

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習，高齢者講習及び若年運転者講習により、運転者に対する再教育の充実を図る。

停止処分者講習は、停止処分を受けた運転者に対して、無事故無違反への意識付けを図るとともに、各種講習機材の効果的な活用を図り、模範運転者となるよう再教育を行う。

また、初心運転者期間制度等を効果的に推進し、初心運転者の資質を向上させるとともに、運転適性に対するワンポイントアドバイスを実施させる等、安全意識の向上を図る。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
更新時講習	320,460	339,886	214,740	226,923	県警運転免許課
停止処分者講習	2,719	2,615	32,132	31,410	
計	323,179	342,501	246,872	258,333	

(3)妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育	
実施機関	県警運転免許課

【計画の概要】

妨害運転、飲酒運転及び救護義務違反等の違反行為により、運転免許の取消し処分や拒否処分を受けた者が運転免許を再取得する際に事前に受講が必要となる取消処分者講習において、運転特性を診断した上で、必要な個別的指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。

【主な内容】

○受講者の特性に合った個別的指導及びディスカッション指導

・妨害運転、交通事故がもたらす社会的反響及び運転者の社会的責任に関する指導

・アルコール依存及び多量飲酒が引き起こす問題行動に関する指導

(4)二輪車安全運転対策の推進	
実施機関	県警（交通企画課、運転免許課）

【計画の概要】

指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習や技能検定制度の適正な運用のほか、更新時講習における講習内容の充実、教育担当者の指導能力の向上を図り、二輪車運転者の安全意識の向上に資する効果的な教育を推進する。

また、広島県交通安全協会、日本二輪車普及安全協会等と連携して二輪運転者の安全運転技能と交通マナーの向上を図る。

【主な内容】

○グッドライダーミーティング（初心者ライダーや運転に不安があるライダー等のための体験型二輪車安全運転講習会）、二輪車安全運転実技講習会の開催（県警交通企画課）

○二輪車運転者の運転免許取得時や更新時における効果的な交通安全教育の推進（県警運転免許課）

(5)高齢運転者対策の充実	
実施機関	県県民活動課、県警（交通企画課、運転免許課）

【計画の概要】

高齢者講習の実施により、高齢者の安全運転を支援するとともに、臨時を含めた認知機能検査・高齢者講習及び運転技能検査を適切に実施する。

なお、認知機能検査の結果，認知症の恐れのある高齢運転者に対しては、臨時適性検査等を適切に運用する。

更新時講習及び停止処分者講習時においては、高齢者学級を拡充し、高齢者の関係する交通事故の発生実態や具体的な事故例を盛り込む等、講習の内容の充実を図る。

また、申請による運転免許の取消制度（自主返納）の周知を図るとともに、手続きの見直し等を行う。

【主な内容】

○高齢者講習等の早期予約の呼び掛け（県警運転免許課）

○臨時適性検査及び診断書提出命令の実施（県警運転免許課）

○申請取消し及び運転経歴証明書制度の広報啓発（県警運転免許課）

(6)シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底	
実施機関	県警交通企画課

【計画の概要】

関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会・媒体を通じて、シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの着用効果等についての広報啓発活動を行う。

【主な内容】

○後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用、チャイルドシートの正しい使用、二輪乗用車時のヘルメット着用方法の普及啓発

(7)自動車安全運転センターの業務の充実

実施機関	県警運転免許課

【計画の概要】

交通違反累積点数を通知することにより、通知を受けた運転者に以後の交通違反等を自制させ、交通事故の防止を図る。

【主な内容】

○自動車安全運転センターによる運転者への違反行為の書面通知

※交通違反の点数の累積点が、前歴がない者は４点又は５点、前歴が１回である者は２点又は３点に達した時に通知

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
自動車安全運転センター負担金	一式	一式	1,711	1,795	県警運転免許課

(8)自動車運転代行業の指導育成等

実施機関	県県民活動課、県警（交通企画課、交通指導課）

【計画の概要】

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図る。

【主な内容】

○自動車運転代行業者への指導、立入検査（県県民活動課、県警交通企画課）

○無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の取締り（県警交通指導課）

(9)自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

実施機関	独立行政法人自動車事故対策機構

【計画の概要】

バス、トラック、タクシーなどの自動車運送事業等に従事する運転者を対象に適性診断を行い、診断技術の向上と診断機器の充実等を図る。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
一般診断	6,809 人	6,747 人	―	―	独立行政法人自動車事故対策機構
初任診断	3,341 人	3,524 人	―	―	
適齢診断	2,264 人	2,334 人	―	―	
特定診断Ⅰ	61 人	62 人	―	―	
特定診断Ⅱ	0 人	0 人	―	―	
特別診断	5 人	4 人	―	―	
計	12,480 人	12,980 人	―	―	

(10)悪質・危険な運転者の早期排除

実施機関	県警運転免許課

【計画の概要】

行政処分制度を適正かつ効果的に運用し、悪質危険な運転者の早期排除を図る。

【主な内容】

○飲酒運転など悪質違反行為者により交通事故を起こした者に対する運転免許の仮停止処分

○迅速・適正な違反登録、量定審査を活用した早期の行政処分

○出頭命令書・免許保管証を活用した早期処分の実施

(11)安全運転相談の充実・強化	
実施機関	県警運転免許課

【計画の概要】

自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっている者やその家族からの安全運転相談に的確に対応するため、安全運転相談窓口及び安全運転相談ダイヤル（＃8080）の広報啓発及び相談体制の充実に努める。

【主な内容】

○安全運転相談窓口や安全運転相談ダイヤルの広報啓発
○専門職員の配置による相談体制の充実
○関係機関・団体等との連携強化

2　運転免許制度の改善

(1)運転免許試験の改善 (2)運転免許業務の簡素化等の推進	
実施機関	県警運転免許課

【計画の概要】

交通情勢の実態に即した運転免許試験に改善するとともに、運転免許センターにおいて、各種情報機器や障害者等の支援が必要な方のための設備・資機材等の整備の充実を図る。

【主な内容】

○交通情勢の実態に即した試験問題の改善
○第二種免許に係る外国語による試験問題の導入
○自動受付機や学科試験の予約制導入による運転免許手続のデジタル化の推進
○親子室、身体障害者用トイレの増設等による施設整備
○支援が必要な方への個別案内等によるファストトラックの推進

3　安全運転管理の推進

実施機関	県警交通企画課

【計画の概要】

安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、事業所の安全運転管理体制の強化を図る。

さらに、業務中に重大な交通事故を起こした事業所等を対象として、再発防止のために個別指導等を行うことで、事業所における安全運転管理の徹底を図る。

【主な内容】

○安全運転管理者、副安全運転管理者の未選任事業所の発見活動の実施
○道路交通の現状、最近の法令改正の内容を盛り込んだ講習の実施
○自動車運転代行業者に対する立入検査等
○業務中に重大交通事故を起こした事業所等を対象とした個別指等による再発防止措置

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
事業所安全運転管理者指導事業	一式	一式	55,378	52,739	県警交通企画課

4　事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進

(1)運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

実施機関	中国運輸局、独立行政法人自動車事故対策機構

【計画の概要】

事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価等を通じて運輸事業者の防災意識の向上等を図る。

【主な内容】

○コンプライアンスを徹底・遵守する意識を促進する運輸安全マネジメント評価の実施（中国運輸局）

○メールマガジン（事業用自動車安全通信）による重大事故発生状況、各種安全対策等の情報提供（中国運輸局）

○運行管理者に対する各種講習の開催（独立行政法人自動車事故対策機構）

○下記講習について、講習実施の認定基準の明確化や民間参入の促進対策（中国運輸局）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	6年度	7年度	6年度	7年度	
基礎講習	7回500名	7回490名	—	—	独立行政法人自動車事故対策機構
一般講習	70回2,163名	92回2,165名	—	—	
特別講習	4回22名	4回28名	—	—	
計	81回2,685名	103回2,683名		—	

(2)根本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底し、飲酒運転ゼロを目指す。

また、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転をする「ながら運転」や重大事故につながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行うとともに、「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」の周知を図る。

【主な内容】

○点呼時のアルコール検知器使用について指導

○アルコールや薬物（覚せい剤、危険ドラッグ等）使用の危険性に関する情報提供や使用禁止を徹底指導

○ながら運転、あおり運転の悪質性・危険性について指導

(3)ＩＣＴ・自動車運転等新技術の開発・普及促進

実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

事故防止の取組を推進するため、運行管理に資する機器の普及促進や社内での安全教育等（外部専門家の活用による事故防止コンサルティング等）に対して支援する。

さらに、自動車運送事業者における運行管理者の人手不足、運転者や運行管理者の働き方改革等に対応するため、安全性を確保した上での運行管理の効率化に資する ICT 技術の開発・普及を促進する。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	6年度	7年度	6年度	7年度	
過労運転防止のための先進機器の導入支援	—	—	1,329,000	1,916,000	中国運輸局
社内安全教育の実施支援	—	—			
先進安全自動車機器の導入支援	—	—			
運行管理の高度化に対する支援	—	—			

(4)超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策	
実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

事業用自動車の運転者の高齢化及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する。

【主な内容】

○高齢運転者等に関する交通事故防止の周知広報

・高齢者事故の特徴、先進的な車内監視機器の活用等の優良取組事例

・視野障害に関する運転リスク

・車内事故の危険性、バス車両の付近での急制動や強引な割り込みの危険性

○今後の技術開発の発展を踏まえた、事業用自動車の安全性の向上に資する先進安全技術の開発・普及促進

(5)業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策	
実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を実施させる。

【主な内容】

○事故統計を用いた各業態の事故の特徴分析及び各業界への周知と対策検討

○「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づき、運転者に対し、ブレーキの適切な使用等、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導

○平成 28 年発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ道路運送法の改正（平成 28 年改正、貸切バス等の事業許可の更新制導入等）に基づく安全基準等の遵守を指導

(6)事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	
実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止対策の提言を受け、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

【主な内容】

○事業用自動車事故調査委員会（平成 26 年発足）における事故の原因分析・再発防止策の提言を受けた事故の未然防止に向けた取組の促進

○自動車安全セミナー等の開催を通じ、重大事故の原因分析結果等の情報提供

(7)運転者の健康起因に伴う事故防止対策の推進	
実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

運転者の健康状態に起因する事故の未然防止対策を推進する。

【主な内容】

○運転者の疾病により，運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため,「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底

○睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患及び視野障害について、対策ガイドラインの周知・徹底を図り，スクリーニング検査の普及を促進

(8)自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	
実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

事業者に対する道路運送法及び関係法令等の遵守（コンプライアンス）の徹底を図る。

【主な内容】

○飲酒運転等の悪質な法令違反や重大事故を引き起こした事業者等に対する重点的な監査

○関係機関と連携した合同監査及び空港や観光地での街頭監査

(9)自動車運送事業安全性評価事業の促進等	
実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者の安全性等について、評価・認定及び公表し、利用者が安全性の高い事業者を選択できるようにする。

また、貸切バス事業者安全性評価認定実施機関においては、貸切バス事業者の安全性等について、評価・認定及び公表し、利用者が安全性の高い事業者を選択できるようにする。

【主な内容】

○貨物自動車運送事業者を対象とする「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Ｇマーク事業）の普及啓発

○貸切バス事業者を対象とする「貸切バス事業者安全性評価認定制度（「SAFETY BUS(ｾｰﾌﾃｨﾊﾞｽ)」の普及啓発

５　交通労働災害の防止等

(1)交通労働災害の防止	
実施機関	広島労働局

【計画の概要】

自動車運転者を使用する事業場等について、事業場の管理体制の確立、適正な労働時間や走行距離のの管理、交通労働災害防止教育の実施、健康管理及び交通労働災害防止に係る意識高揚を図る。

【主な内容】

○「交通労働災害防止のためのガイドライン」の広報啓発

○労働災害防止団体が実施する交通労働災害防止活動の指導・支援

○労働時間管理、交通安全教育、健康管理の指導

(2)運転者の労働条件の適正化等	
実施機関	広島労働局

【計画の概要】

自動車運転者を使用する事業所等に対し、労働基準法等関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」履行確保のための監督指導を実施する。

【主な内容】

○「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」履行確保のための監督・指導

○自動車運転者の労働条件の改善等について、労働時間管理適正化指導員の個別訪問による指導及び周知

○トラック・バス・タクシーの新規許可事業所に対して法令等を周知するための講師派遣

○公益社団法人広島県トラック協会、公益社団法人広島県バス協会、一般社団法人広島県タクシー協会の会員等を対象とした「労働時間等説明会」の開催

○令和６年４月１日から適用される自動車運転の業務に係る時間外労働の上限規制及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（令和４年12月改正）」の周知広報

６　道路交通に関する情報の充実

⑴気象情報等の充実	
実施機関	中国地方整備局、広島地方気象台

【計画の概要】

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表や迅速な伝達に努める。

また、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用した観測・監視体制の強化を図る。

【主な内容】

○特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表や迅速な伝達（広島地方気象台、中国地方整備局）

○大雨、突風、地震、津波、火山等の監視・警報体制の整備、観測施設の更新（広島地方気象台）

○線状降水帯による大雨の可能性への警戒を半日程度前から呼びかける気象情報や線状降水帯がもたらす顕著な大雨への注意を喚起する「顕著な大雨に関する情報」の提供（広島地方気象台）

第４節　車両の安全性の確保

１　車両の安全性に関する基準等の改善の推進

⑴道路運送車両の保安基準の拡充・強化等 ⑵先進安全自動車（ＡＳＶ）の開発・普及の促進 ⑶高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進	
実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

「歩行者・自転車等利用者の安全確保」、「自動車乗員の安全確保」、「社会的背景を踏まえて重視すべき重大事故の防止」及び「自動運転関連技術の活用・適正利用促進」を柱としつつ、車両の安全対策を推進する。

【主な内容】

○先進技術を搭載した自動車（ASV）の開発と普及を促進

○安全運転サポート車（サポカー）の普及及び運転者や他の交通参加者に報知する技術について検討

２　自動運転車の安全対策・活用の推進

⑴自動運転車に係る安全基準の策定 ⑵安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進 ⑶自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進 ⑷自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用 ⑸自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進	
実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

自動運転車について、自動運転機能が作動する走行環境条件を運転者が理解し、過信 ・誤解することなく使用してもらえるよう自動運転車の活用促進及び安全対策の両方を推進する。

また、自動運転車の事故調査に資する知見の収集を行い、事故が生じた際には、事故原因に関する調査分析を実施する。

【主な内容】

○高齢者等が利用する自動運転移動サービス車両の実証実験の促進

○令和６年10月に自動車検査に導入された「OBD検査」についての適確な運用

○総合的な事故調査・分析（事故発生時の自動運転システムや走行環境の状況、運転者の対応状況等）による速やかな事故原因の究明、再発防止に向けた取組の実施

３　自動車アセスメント情報の提供等

実施機関	中国運輸局、独立行政法人自動車事故対策機構

【計画の概要】

自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場でまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進し、自動車使用者が安全な製品選びをしやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進する。

【主な内容】

○自動車使用者に対して、チャイルドシートの安全性能、予防安全装置に関する比較情報等を定期的に情報提供

４　自動車の検査及び点検整備の充実

⑴自動車の検査の充実	
実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、自動車検査の高度化をはじめとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図る。

【主な内容】

○令和６年10月自動車検査に導入された「OBD検査」についての適確な運用

○街頭車両検査体制の強化

⑵型式指定制度の充実	
実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

自動運転車の構造に起因する事故の発生を防止するため、自動運転車の審査を行う際には様々な走行条件における安全性の検証のシミュレーション等を活用するなど、型式指定制度により新型自動車の安全性に係る審査体制の充実を図る。

※型式指定制度：自動車製作者等が新型の自動車等の生産又は販売を行う場合に、予め国土交通大臣に申請又は届出を行い保安基準の適合性等について審査を受ける制度の一つ。指定された型式の自動車について、新規検査時の現車提示が省略される制度であり、主に同一モデルが大量生産される乗用車に利用される。

【主な内容】

○型式指定に係る要件の強化等による自動車の安全性の増進

⑶自動車点検整備の充実	
実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図り、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

自動車運送事業者へ監査、研修等を行い、車両の保守管理の確実な実施を推進する。

自動車特定整備事業者の技術向上を図り、整備技術の高度化等への支援を行う。

【主な内容】

◯自動車点検整備の推進

・関係機関と連携した「自動車点検整備推進運動」の展開

・自動車運送事業者監査、整備管理者研修等を通じた車両の保守管理の指導

・大型自動車の車両火災、車体腐食や車輪脱落の事故が発生している状況を踏まえた重点点検実施の指導

◯不正改造車の排除

・関係機関と連携した「不正改造車を排除する運動」の展開

・街頭検査の重点的実施

・不正改造を行った自動車整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に実施

○自動車整備技術の向上 ・自動運行装置を含む電子制御装置の整備に必要な認証の早期取得等を周知 ・電子制御装置整備における整備主任者等の講習を推進 ・自動車特定整備事業者の整備技術の高度化等への支援

5　リコール制度の充実・強化

実施機関	中国運輸局
【計画の概要】 自動車のリコールをより迅速かつ着実に実施するため、自動車製作者等からの情報収集体制の強化等を図る。 【主な内容】 ○24 時間受付システム、フリーダイヤル、インターネット受付専用サイト等を活用した自動車不具合情報の収集 ○車両不具合が原因と思慮される交通事故等に関係する車両調査	

6　自転車の安全性の確保

⑴自転車安全整備制度の普及 ⑵損害賠償責任保険等への加入促進 ⑶自転車の被視認性の向上

実施機関	県県民活動課、県道路企画課、県警交通企画課
【計画の概要】 関係機関・団体等との連携により、自転車の点検整備の重要性や自転車損害賠償責任保険等への加入等について、周知や普及促進を図る。 【主な内容】 ○自転車損害賠償責任保険等の加入の普及啓発（県県民活動課、県道路企画課、県警交通企画課） ○自転車の点検整備や正しい利用方法の指導及びこれに伴うＴＳマーク付帯保険の普及啓発（県県民活動課、県警交通企画課） ※ＴＳ（TRAFFIC SAFETY）マーク：自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるもので、このマークには傷害保険と賠償責任保険、被害者見舞金（赤色ＴＳマークのみ）がついている。（付帯保険） ○灯火の取付け・点灯や反射機材の普及啓発（県県民活動課、県警交通企画課）	

第５節　道路交通秩序の維持

１　交通の指導取締りの強化等

(1)一般道における効果的な指導取締り	
実施機関	県警交通指導課

【計画の概要】

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた効果的な交通指導取締りを行う。

また、交通事故実態や県民の要望を踏まえ、最高速度30km/時の交通規制や安全対策を組み合わせた「ゾーン30」の区域内道路をはじめとする生活道路や通学路において可搬式速度違反自動取締装置を活用する。

【主な内容】

○無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、歩行者妨害等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点をおいた指導取締り

○取締りのスペースが確保しにくい場所でも使用できる「可搬式速度違反自動取締装置（可搬式オービス）」の活用

○小型モビリティ、自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化

(2)高速自動車国道等における指導取締りの強化等	
実施機関	県警高速道路交通警察隊

【計画の概要】

高速自動車国道等では、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に発展するおそれがあることから、指導取締りを強化するとともに、安全運転が徹底されるよう各種活動を推進する。

【主な内容】

○交通流や事故発生状況等の交通実態に即した機動警ら、指導取締り体制の確保

・交通事故多発区間に重点を置いた指導取締り体制

○悪質性・危険性・迷惑性の高い違反の指導取締りの強化、使用者への指導

・著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、過積載、整備不良、過労運転、通行帯違反等

・業務使用車両の使用者への指導、責任の追及

○「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対する取締りの徹底

○シートベルト着用の普及啓発、非着用者に対する指導取締りの強化

２　交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

(1)危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた捜査の徹底	
実施機関	県警交通指導課

【計画の概要】

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法第２条又は第３条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた適正かつ緻密な捜査の徹底を図る。

【主な内容】

○交通事故事件捜査の豊富な経験を有する交通事故事件捜査統括官等が現場に臨場して、初動段階から捜査を統括するとともに、科学的な交通事故解析の研修を積んだ交通事故鑑識官が現場で鑑識活動を指揮するなど、組織的かつ重点的な捜査を推進

○悪質・危険な運転が関係する事案を認知した場合には、客観的な証拠資料の収集等を積極的に行い、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪（妨害運転目的）、暴行罪等あらゆる法令を駆使して、厳正な捜査を徹底

(2)交通事故事件等に係る捜査力の強化 (3)交通事故事件等に係る科学的捜査の推進	
実施機関	県警交通指導課

【計画の概要】

各種交通犯罪、交通事故の捜査を適正かつ迅速に行うため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の向上を図るとともに、客観的な証拠に基づく科学的な捜査等を推進する。

【主な内容】

○防犯カメラやドライブレコーダー等の映像資料の活用による捜査
○交通事故発生時の車両情報記録を抽出・可視化する装置等、科学的捜査を支える装備資機材の整備
○高度な交通鑑識機材（３Ｄレーザースキャナ、故障診断装置等）の活用による捜査
○捜査員の更なるスキルアップを図るための研修等の拡充

３　暴走族等対策の推進

(1)実態把握等の徹底 (2)暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	
実施機関	県警少年対策課

【計画の概要】

「広島県暴走族追放の促進に関する条例」の運用と積極的な広報活動等により、県民の暴走族追放気運の高揚を図るとともに、学校や職場等で暴走族加入防止教室を開催するなどし、暴走族及び非行少年グループ（以下「暴走族等」という。）への加入阻止と離脱を図る。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
暴走族・少年非行防止対策会議	１回	１回	－	－	県警少年対策課
暴走族相談員講習会	随時	随時	51	43	
広報用資料の作成	随時	随時	－	－	
暴走族・非行少年グループ加入防止等ポスター及び標語コンクール・広報啓発ポスターの作成	１回	１回	192	210	
計			243	253	

(3)暴走行為阻止のための環境整備	
実施機関	県警（交通指導課、少年対策課）

【計画の概要】

暴走族等がい集場所として利用しやすい施設等については、管理者に、暴走族等がい集しにくいような施設改善の働きかけを行い、また、暴走行為が常習的に行われる道路については、道路管理者と連携して暴走行為が行われにくい道路交通環境づくりを行う。

【主な内容】

○施設等管理者対策
・暴走族等のい集場所となっている施設等について、施設管理者に対する開設時間帯や管理体制の見直し変更を要望
○道路管理者等対策
・道路環境の変更による改善が見込まれる道路については、暴走行為が行われにくい道路環境となるよう道路管理者と協議、要望

(4)暴走等に対する取締りの強化	
実施機関	県警（交通指導課、少年対策課）

【計画の概要】

暴走族等に係る違法行為や、県民の体感治安に直結する爆音走行等に対しては、取締り体制を確立するとともに、採証用資機材を効果的に活用した指導取締り、各種法令を適用した検挙により、グループの解体を推進する。また、背後に存在する面倒見による犯罪を立件し、面倒見と少年の隔離を図る。

【主な内容】

○暴走族を含めた非行少年グループ、面倒見の取締り強化
○事件捜査のための特別捜査班の編成
○採証資器材等を効果的に活用した取締り

(5)暴走族関係事犯者の再犯防止	
実施機関	県警少年対策課

【計画の概要】

暴走族等構成員の補導・検挙を契機として、サポート会議の開催や少年サポートルーム参加の働きかけなど、再非行防止対策を推進する。

【主な内容】

○サポート会議の開催、少年サポートルームへの参加の働きかけ
○暴走族相談員や学校・職場等と連携して積極的に連絡をとるなど、少年の立ち直り支援

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
少年立ち直り支援事業	一式	一式	894	898	県警少年対策課

(6)不正改造車の排除	
実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的実施等により、不正改造車の排除を徹底する。

【主な内容】

○関係機関等と連携した「不正改造車を排除する運動」の展開
○街頭検査の重点的実施
○不正改造等を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施

第６節　救助・救急活動の充実

１　救助・救急体制の整備

(1)救急救命士の養成・配置等の促進

実施機関	県消防保安課

【計画の概要】

プレホスピタルケア（救急現場及びの搬送途上における応急措置）充実のため、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士及び救急隊員の応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図るとともに、都道府県の出資により救急救命士の養成及び各種研修を行う一般財団法人救急振興財団の運営費を負担する。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
救急業務高度化推進事業	一式	一式	8,751	9,912	県消防保安課
一般財団法人救急振興財団負担金	一式	一式	11,400	11,300	
計			20,151	21,212	

(2)救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

実施機関	県消防保安課

【計画の概要】

県消防学校において、消防職員が救助隊員・救急隊員の資格を取得するために必要な教育訓練を実施する。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
専科教育救助科	48 人	55 人	969	942	県消防保安課
専科教育救急科	90 人	91 人	5,415	5,058	
JPTEC インストラクターコース	21 人	0 人	401	0	
計	159 人	146 人	6,785	6,000	

(3)高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

実施機関	西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱

【計画の概要】

高速自動車国道や西瀬戸自動車道における救急業務について、西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社と沿線市町等消防機関が相互に協力して、適切かつ効率的な人命救護を行う体制の整備を図る。

【主な内容】

○救護活動を迅速に行うための通信連絡体制等の整備（西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱）

○インターチェンジ所在市町等に対する財政支援（西日本高速道路㈱）

２　救急医療体制の整備

(1)救急医療機関等の整備
(2)ドクターヘリ事業の推進

実施機関	県健康危機管理課

【計画の概要】

高次救急医療体制の強化を図るとともに、ドクターヘリ等による傷病者の搬送及び受入の円滑化を進める。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
高次救急医療体制の充実強化	一式	一式	218,139	178,735	県健康危機管理課
ドクターヘリの運航補助	一式	一式	320,805	342,118	
救急患者の受入体制の確保	一式	一式	24,860	24,793	
計			563,804	545,646	

３　救急関係機関の協力関係の確保等

(1)救急関係機関の協力関係の確保
(2)救急医療情報ネットワークシステム運用の充実
(3)災害派遣医療チームの運用体制の充実

実施機関	県健康危機管理課

【計画の概要】

救急医療情報ネットワークシステムを運用し、救急医療体制の強化を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の運用体制等の強化を推進する。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
救急医療情報ネットワークシステムの管理・運営	一式	一式	41,617	331,867	県健康危機管理課
災害医療体制の確保	一式	一式	35,866	40,364	
計			77,483	372,231	

第７節　被害者支援の充実と推進

１　自動車損害賠償保障制度の充実等

(1)自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進
(2)無保険（無共済）車両対策の徹底
(3)任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

検査対象外軽自動車及び原動機付自転車の自動車損害賠償責任保険（責任共済）への加入を促進し、損害賠償の適正化に努める。

【主な内容】

○自賠責保険への加入促進を図るため、自賠責保険加入の重要性や役割、無保険車運行の違法性等についての広報啓発
○関係業界と連携した街頭での広報啓発
○無保険（無共済）車両の街頭取締り、指導員による駅等の巡回監視

２　損害賠償の請求についての援助等

(1)交通事故相談活動の推進
(2)損害賠償請求の援助活動等の強化

実施機関	県消費生活課

【計画の概要】

交通事故被害者の救済と損害賠償の適正化等を期するため、交通事故相談を実施する。

【主な内容】

○交通事故相談

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
相談員の配置	３箇所	３箇所	3,165	3,930	県消費生活課
弁護士による相談	159 回	159 回	2,343	2,343	
研修会等	１回	１回	72	74	
計			5,580	6,347	

※相談員の事業費は一人役分

３　交通事故被害者支援の充実強化

(1)自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

実施機関	県地域共生社会推進課、独立行政法人自動車事故対策機構

【計画の概要】

就学の確保を図るため、交通遺児に対し、就学奨励金を給付し、就学の援助を行う。

自動車事故により死亡又は重度の後遺障害となった被害者の児童の健全な育成を図るため、生活状況が困窮していると認められる家庭の、中学校卒業までのお子様を対象に、育成資金の無利子貸付を行う。

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器に重度の後遺障害が残り、日常生活動作について、常時又は随時介護が必要な状態の方に介護料の支給を行う。

【主な内容】

○(社福)広島県社会福祉協議会を通じた交通遺児就学奨励金の給付（県地域共生社会推進課）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施主体
	６年度	７年度	６年度	７年度	
交通遺児就学奨励金	120 件	120 件	3,000	3,000	(社福)広島県社会福祉協議会
事務経費	一式	一式	1,000	1,000	
計			4,000	4,000	

※交通遺児就学奨励金：小学生 15,000 円、中学生 20,000 円、高校生 40,000 円

○義務教育終了前の交通遺児に対する育成資金貸付（独立行政法人自動車事故対策機構）

・一時金　155,000 円
・育成資金（月額）　10,000 円または 20,000 円
・入学支度金　44,000 円

○自動車事故による重度後遺障害者への介護料支給（独立行政法人自動車事故対策機構）

・特Ⅰ種（最重度）（月額）　99,810 円～226,330 円
・Ⅰ種（常時要介護）（月額）　85,390 円～177,950 円
・Ⅱ種（随時要介護）（月額）　42,700 円～ 88,980 円

(2)交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

実施機関	県警交通指導課

【計画の概要】

死亡事故、ひき逃げ事件の被害者やその遺族に対して、必要に応じて関係機関・団体と連携しながら迅速・的確な被害者支援を実施する。

【主な内容】

○「交通事故相談の手引き」の配布等による交通事故被害者等に対する適切な情報提供
○ 犯罪被害者等早期援助団体と連携した被害者への支援

(3)公共交通事故被害者への支援

実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成 24 年に国土交通省に公共交通事故被害者支援室を設置した。関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

【主な内容】

○公共交通事故被害者支援室による支援

・公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能
・被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）

第８節　研究開発及び調査研究の充実

１　道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進

(1)高度道路交通システム（ＩＴＳ）に関する研究開発の推進	
実施機関	県警（交通企画課、交通規制課）

【計画の概要】

交通情報の高度化と交通管理の最適化に向けた研究開発を推進する。

【主な内容】

○交通環境の改善を図るための研究開発（県警交通企画課）

○交通情報システムの構築等に関する研究開発（県警交通規制課）

(2)高齢者の交通事故防止に関する研究の推進	
実施機関	県警交通企画課

【計画の概要】

高齢社会の進展に伴う交通事故情勢の推移に対応し、適切な安全対策を実施する。

【主な内容】

○高齢者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の研究

(3)その他の研究の推進	
実施機関	県警交通企画課

【計画の概要】

交通事故に関して統計学的見地からの分析を行い、長期的な予測の充実を図るとともに、交通事故に係る各種統計・データの充実・改善に取り組む。

【主な内容】

○ETC2.0 データ、携帯電話の位置情報データ等、県警内部の保有するデータ、民間企業の保有するデータの活用

２　道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

実施機関	県警交通企画課

【計画の概要】

交通事故多発箇所、危険箇所において、自治体、道路管理者等の関係機関との合同による現地検討を積極的に推進し、交通事故発生原因の究明と防止対策の確立に向けた調査研究を行う。

【主な内容】

○交通事故多発箇所、危険箇所における自治体、道路管理者等、関係機関との合同による現地検討

○交通事故発生原因の究明、防止対策の確立に向けた調査研究

第３部　鉄道交通の安全

第１節　鉄道交通環境の整備

１　鉄道施設等の安全性の向上

実施機関	中国運輸局、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱、広島高速交通㈱

【計画の概要】

鉄道施設（軌道の強化、線路防護施設）や電気施設（電路設備及び変電所等設備）の整備を実施する。旅客の安全確保のため、駅施設の整備や列車運行の安全確保を図るため、耐震補強の整備を行う。

【主な内容】

○線路施設の整備

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
軌道の強化	一式	一式	222,000	234,000	西日本旅客鉄道㈱山陽新幹線統括本部
	一式	一式	742,772	496,261	西日本旅客鉄道（株）中国統括本部
	一式	一式	24,400	87,240	日本貨物鉄道㈱関西支社
	一式	一式	259,072	278,000	広島電鉄㈱
線路防護設備等整備	１箇所	１箇所	8,221	63,005	西日本旅客鉄道㈱山陽新幹線統括本部
	５箇所	７箇所	167,485	123,598	西日本旅客鉄道㈱中国統括本部
橋梁の整備	－	２箇所	－	160,000	西日本旅客鉄道㈱中国統括本部
	５箇所	５箇所	329,447	310,000	広島高速交通㈱
	１箇所	１箇所	800	880	井原鉄道㈱
	－	１箇所	－	50,000	日本貨物鉄道㈱関西支社
トンネルの整備	１箇所	１箇所	27,500	45,646	西日本旅客鉄道㈱中国統括本部
計	－	－	1,781,697	1,848,630	

○電気施設の整備

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
電路設備の整備	75 件	65 件	954,460	903,561	西日本旅客鉄道㈱山陽新幹線統括本部
	１件	－	3,660	－	日本貨物鉄道㈱関西支社
	141 件	148 件	64,540	31,140	広島電鉄㈱
	10 件	８件	146,000	153,000	広島高速交通㈱
変電所等設備の整備	９個	10 個	895,121	488,429	西日本旅客鉄道㈱山陽新幹線統括本部
	１件	－	7,000	－	広島電鉄㈱
計			2,070,781	1,576,130	

○駅施設の整備

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
駅舎、プラットホーム改良等	３箇所	２箇所	1,010,000	148,700	西日本旅客鉄道㈱中国統括本部
	１箇所	１箇所	30,000	30,000	広島電鉄㈱
計	４箇所	３箇所	1,040,000	178,700	

○高架橋の耐震補強

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
高架橋の耐震補強	12 箇所	16 箇所	938,284	1,402,715	西日本旅客鉄道㈱山陽新幹線統括本部
	２箇所	１箇所	34,680	50,000	広島高速交通㈱
	１箇所	１箇所	85,152	51,450	井原鉄道㈱
計	15 箇所	18 箇所	1,058,116	1,504,165	

２　運転保安設備等の整備

実施機関	中国運輸局、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱、広島高速交通㈱

【計画の概要】

列車運行の安全確保を図るため、運転保安設備の整備を行う。また、緊急時における情報伝達を確保するため、保安通信設備の整備を行う。

【主な内容】

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
信号保安設備等の整備	一式	一式	123,963	37,712	西日本旅客鉄道㈱山陽新幹線統括本部
	一式	一式	136,332	280,326	西日本旅客鉄道㈱中国統括本部
	一式	一式	17,726	18,926	広島電鉄㈱
	一式	一式	114,819	5,654	広島高速交通㈱
	一式	３台	－	22,500	井原鉄道㈱
	－	一式	－	6,405	日本貨物鉄道㈱関西支社
保安通信設備の整備	３箇所	一式	7,500	663,891	西日本旅客鉄道㈱山陽新幹線統括本部
	一式	一式	760	760	広島電鉄㈱
	５両	－	55,592	－	広島高速交通㈱
計			456,692	1,036,174	

第２節　鉄道交通の安全に関する知識の普及

実施機関	中国運輸局、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱、広島高速交通㈱

【計画の概要】

運転事故、鉄道妨害、線路内立入り等を防止するため、全国交通安全運動等の機会を通じて、積極的に広報活動等を行う。

【主な内容】

○ホーム上における安全歩行と乗降時における隙間等への注意喚起、及び非常事態が発生した際には車内の非常ブザー等を扱っていただく案内を放送にて実施

※例年実施している「非常停止ボタン告知キャンペーン」については、イベント時に実施（2 回/10 月、11 月）（西日本旅客鉄道㈱山陽新幹線統括本部）

○鉄道交通事故防止の広報啓発

・踏切事故等鉄道の運転事故及び置石、投石等の鉄道妨害を防止するために、全国交通安全運動等の機会を捉えてノベルティの配布や踏切安全教室を行い、踏切道の安全通行、鉄道事故防止等に関する知識を一般に普及する。（西日本旅客鉄道㈱中国統括本部）

・全国交通安全運動、踏切事故防止キャンペーン期間中に、住民や自動車運転者等にＰＲ活動を行い、事故防止と安全意識の高揚に努める。（日本貨物鉄道㈱関西支社）

・各交通安全運動時には、駅一斉放送による広報活動や主要駅に立て看板の設置。また交通安全運動開始日には早朝点呼で通達を配布して取り組み説明を行う。（広島電鉄㈱）

・路面電車とクルマとの接触事故防止を目的としたイベントや啓発活動を JAF と共同で実施する。（広島電鉄㈱）

・テロ対策として、不審物発見時には、触らず、乗務員に連絡するよう各駅に周知する。（広島電鉄㈱）

・踏切事故防止に関する広報活動の推進を図るため、定期的に沿線住民、沿線企業、学校及び踏切道でのチラシ等配布により事故防止のＰＲ（井原鉄道㈱）

・交通安全運動期間中、利用客及び社員に対し車内放送、案内表示器及び掲示により交通安全意識の高揚を図る。（広島高速交通㈱）

・鉄道テロ対策として駅内への掲示、案内表示装置により利用客への注意喚起を行うことにより、理解と協力が得られるように努める。（広島高速交通㈱）

第３節　鉄道の安全な運行の確保

１　保安監査の実施

実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況等について、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

また、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど保安監査の充実を図る。

【主な内容】

○保安監査等の実施

２　運転士の資質の保持

実施機関	中国運輸局、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱、広島高速交通㈱

【計画の概要】

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。

また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。

【主な内容】

○動力車操縦者運転免許試験の実施（中国運輸局）

○乗務員・保安要員等の教育、各種訓練、競技会、巡回指導、指導添乗等の実施（西日本旅客鉄道㈱(山陽新幹線統括本部、中国統括本部)、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱、広島高速交通㈱）

３ 安全上のトラブル情報の共有・活用

実施機関	中国運輸局、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱、広島高速交通㈱

【計画の概要】

鉄道事業者の安全担当管理者等による鉄軌道保安連絡会議・運転管理者会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報及び安全上のトラブル情報を速やかに鉄道事業者へ周知する。

また、安全上のトラブル情報について、積極的な報告をするよう指導するとともに鉄道事業者間における情報共有化を推進する。

【主な内容】

○鉄軌道保安連絡会議、運転管理者会議の開催

４　気象情報等の充実

実施機関	広島地方気象台

【計画の概要】

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表や迅速な伝達に努める。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。

また、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用した観測・監視体制の強化を図る。

【主な内容】

○特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表、迅速な伝達

○大雨、突風、地震、津波、火山等の監視・警報体制の整備、観測施設の更新

○線状降水帯による大雨の可能性への警戒を半日程度前から呼びかける気象情報や線状降水帯がもたらす顕著な大雨への注意を喚起する「顕著な大雨に関する情報」の提供

５　大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

実施機関	中国運輸局、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱、広島高速交通㈱

【計画の概要】

大規模な事故又は災害が発生した場合に備え、国及び鉄道事業者における、緊急連絡体制等を点検・確認する。また、社会的影響を軽減するため、列車の運行状況を的確に把握し、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

【主な内容】

○緊急連絡体制等の点検、確認

○迅速な復旧に必要な体制の整備

６　運輸安全マネジメント評価の実施

実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価おいては、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。

【主な内容】

○運輸安全マネジメント評価の実施

７　計画運休への取組

実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

鉄道事業者に対し、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

【主な内容】

○計画的な運転休止の判断、計画運休の実施や運転再開に関する情報提供等の指導

第４節　鉄道車両の安全性の確保

実施機関	中国運輸局、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱、広島高速交通㈱

【計画の概要】

新技術の導入を促進し、また、これに伴う検修担当者の教育訓練内容を充実するよう指導する。

また、車両の故障データ等の科学的な分析結果を車両の保守管理内容に反映させるよう指導する。

【主な内容】

○事故や科学技術の進歩を踏まえた鉄道車両の構造・装置の検査

第５節　救助・救急活動の充実

実施機関	中国運輸局、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱、広島高速交通㈱

【計画の概要】

救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、関係機関との連絡協調体制の強化を図るとともに事故復旧、非常招集、応急手当の訓練を実施する。

【主な内容】

○連絡体制や非常招集体制の整備・点検（中国運輸局、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱）、広島高速交通㈱

○関係機関と連携した訓練、救急体制・事故復旧体制の整備（西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱、広島高速交通㈱

第６節　被害者支援の推進

実施機関	中国運輸局

【計画の概要】

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成 24 年に国土交通省に公共交通事故被害者支援室を設置した。関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

【主な内容】

○公共交通事故被害者支援室による支援

・公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能

・被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）

第７節　鉄道事故等の原因究明と事故等防止

実施機関	中国運輸局、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱、広島高速交通㈱

【計画の概要】

鉄道事故及び鉄道事故の兆候（インシデント）の原因究明を迅速かつ的確に行うため、調査技術の向上及び分析能力の向上に努める。また、事故等調査結果の情報があった場合は、同種事故等の未然防止に資するよう指導する。さらに、事故及びインシデントの調査成果を速やかに安全対策に反映させる。

【主な内容】

○全国で発生した鉄道等の運転事故、輸送障害、インシデント等に関する情報の周知（中国運輸局）

○車両の故障データ、検査データの分析（西日本旅客鉄道㈱、広島電鉄㈱）

○運転事故の原因究明、同種事故の再発防止対策の反映（西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱、広島高速交通㈱）

○(公財)鉄道総合技術研究所等専門機関への事故調査・研究の依頼、技術情報の入手（西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱、広島高速交通㈱）

第４部　踏切道における交通の安全

第１節　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

実施機関	中国運輸局、県都市環境整備課、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱

【計画の概要】

踏切事故の防止を図るため、踏切道の立体交差化等を促進するよう指導する。踏切道の構造改良を促進し、踏切事故の防止を図る。

【主な内容】

○踏切道の立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備等（中国運輸局、県都市環境整備課、西日本旅客鉄道㈱）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
立体交差化	１箇所	１箇所	2,111,400	1,859,680	県都市環境整備課
構造改良	－	１箇所	－	163,871	西日本旅客鉄道㈱中国統括本部
計	１箇所	２箇所	2,111,400	2,023,551	

第２節　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

実施機関	中国運輸局、県警交通規制課、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱

【計画の概要】

踏切道における事故の防止を図るため、踏切道の諸状況を勘案し踏切保安設備を整備する。また、道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め等の交通規制を実施する。

【主な内容】

○踏切保安施設の整備等（中国運輸局、県警交通規制課、西日本旅客鉄道㈱、広島電鉄㈱）

事業内容	事業量（計画）		事業費（予算）（千円）		実施機関
	６年度	７年度	６年度	７年度	
踏切保安設備の整備	６箇所	１箇所	88,000	30,000	西日本旅客鉄道㈱中国統括本部
	７箇所	８箇所	22,256	34,911	広島電鉄㈱
計	13 箇所	９箇所	110,256	64,911	

○交通規制の実施（県警交通規制課）

第３節　踏切道の統廃合の促進

実施機関	中国運輸局、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱

【計画の概要】

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第３、４種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

【主な内容】

○地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められる踏切道の統廃合の促進等

第４節　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

実施機関	中国運輸局、県警交通企画課、西日本旅客鉄道㈱、 日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱

【計画の概要】

緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。さらに、交通安全意識の向上及び緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーン及び踏切事故防止のパンフレット等の配布を実施する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。

【主な内容】

○「踏切事故防止キャンペーン」の実施（中国運輸局、県警交通企画課）

○踏切巡回、沿線パトロール等の実施（西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社）

○沿線の自治体、学校等関係機関への踏切事故防止の広報啓発（西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱関西支社、広島電鉄㈱、井原鉄道㈱）

第５部　附属統計

１　実施計画関係機関一覧表

機関名		
国	中国総合通信局	総務部総務課
	広島労働局	労働基準部監督課
	中国地方整備局	広島国道事務所
		福山河川国道事務所
		三次河川国道事務所
	中国運輸局	総務部安全防災・危機管理課
		鉄道部技術・防災課
	広島地方気象台	防災管理官
広島県	危機管理監	危機管理課
		消防保安課
	地域政策局	公共交通政策課
	環境県民局	消費生活課
		県民活動課
	健康福祉局	健康危機管理課
		地域共生社会推進課
	土木建築局	道路企画課
		道路整備課
		都市計画課
		都市環境整備課
県教育委員会事務局		豊かな心と身体育成課
県警察本部	生活安全部	少年対策課
	交通部	交通企画課
		交通規制課
		交通指導課
		運転免許課
		高速道路交通警察隊
西日本高速道路株式会社中国支社		保全サービス事業部交通管制課
本州四国連絡高速道路株式会社		しまなみ尾道管理センター管理課
独立行政法人自動車事故対策機構		広島主管支所総務担当
広島高速道路公社		保全管理部交通管理課
西日本旅客鉄道株式会社		新幹線鉄道事業本部
		中国統括本部
日本貨物鉄道株式会社関西支社		鉄道ﾛｼﾞｽﾃｨｸｽ本部 鉄道設備部 関西保全技術センター
広島電鉄株式会社		電車カンパニー電車輸送企画グループ労務指導課
井原鉄道株式会社		運輸部運転課
広島高速交通株式会社		運輸部運輸課
		技術部施設課

2　広島県交通安全対策会議委員・幹事名簿

区　　分		委　員（職　名）	幹　事（職　名）
会　　長		広島県知事	―
法　律　委　員		中国四国管区警察局長	総務監察・広域調整部広域調整第二課長
		中国総合通信局長	総務部総務課長
		広島労働局長	労働基準部監督課長
		中国経済産業局長	総務企画部総務課長
		中国地方整備局 広島国道事務所長	交通対策課長
		中国運輸局長	総務部安全防災・危機管理課長
			鉄道部技術・防災課長
		広島地方気象台長	防災管理官
		広島県教育長	事務局学びの変革推進部豊かな心と身体育成課長
		広島県警察本部長	交通部参事官兼交通企画課長
			交通部交通規制課長
		広島市長	道路交通局道路管理課長
訓　令　委　員		広島県副知事	―
		広島県環境県民局長	県民生活担当部長
		広島県健康福祉局長	健康危機管理課長
		広島県土木建築局長	道路整備課長
		広島県土木建築局 都市建築技術審議官	都市計画課長
任命委員	市　町　長	廿日市市長	広島県市長会事務局長
		海田町長	広島県町村会事務局長
	消防機関の長	広島市消防局長	広島県消防長会事務局長
特　別　委　員		西日本旅客鉄道㈱ 中国統括本部長	―
		西日本高速道路㈱ 執行役員中国支社長	―